

納 税 課 長
税 務 課 長
収 税 課 長 殿
収 納 課 長
徴 収 課 長

一般社団法人 日本経営協会
理事長 岡島 芳明

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

徴収事務を実務的にマスターするシリーズ 5

納税の緩和措置・連帯納税義務・納税義務の承継

<令和2年10月19日(月)・20日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会事業活動に格別なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、徴収事務に関わる職員が、円滑かつ的確な徴収事務を進めるためには十分な知識と熱意が要求されます。

「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ」は、令和2年度は全9回にわたって各回独立したテーマで開催いたします。

今回のシリーズ5は、「納税の緩和措置・連帯納税義務・納税義務の承継」にテーマを絞り解説いたします。

公務ご多忙の折とは存じますが、本講座に多数の徴収担当職員の方がご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

(12:00から受付)

日 時：令和2年10月19日(月) 13:00～17:00
10月20日(火) 9:30～16:30

講 師：税理士 三木 信博氏

会 場：日本文化興隆財団 代々木会議室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10)

参加料 ：会員(1名)	29,000円	}	31,900円
(負担金) 消費税	2,900円		
一般(1名)	32,000円	}	35,200円
消費税	3,200円		

申込方法：①Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
②FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは開催日の3営業日前までをお願いいたします。
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

**お申込み
お問合せ先**

一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

東京本部 公務研修グループ
〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130
E-mail: tks@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>

JR総武・中央線・地下鉄大江戸線代々木駅西口より徒歩5分
地下鉄副都心線北参道駅1番出口より徒歩1分
※北参道交差点を西へ進む。仏レストランBistrot D'ARTÉMIS、SuSLOBの隣のビルです。

▶プログラム◀

1. 滞納税金を徴収するに当たっては、納税に対する誠意のない滞納者には滞納処分という強制的な手段を取らなければなりません。その一方で、現在の滞納者の置かれた状況によっては、強制的な手段を取ることが妥当とはいえない場合もあります。その際に適用される「納税の緩和措置」は、滞納整理を遂行する上で大きな位置を占めており、どのような場合に猶予を行うのか、更には滞納処分の停止を行うのかを手続きを含めて説明します。併せて、現下の新型コロナウイルス感染症等への対応としての猶予措置も説明します。

2. 税金は、それを課せられた納税者が自らの責任で納税しなければなりません。税金の種類によっては一定の関係がある者が連帯して納税義務を負う場合があります。また、納税者が亡くなったり、会社が合併するなどして消滅したときは、納税者から権利義務を承継した者は納税義務を承継することになります。最近の民法改正も踏まえたところで、ケースを挙げて手続きを説明します。

1. 納税緩和措置

- (1) 徴収猶予（通常の徴収猶予）
- (2) 職権・申請による換価の猶予
- (3) 担保・猶予の取消し・担保物処分
- (4) 納付受託
- (5) 滞納処分の停止
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の徴収猶予

2. 連帯納税義務

連帯納税義務の種類及び効果

3. 納税義務の承継

- (1) 納税義務の承継の意義と形態
- (2) 相続による納税義務の承継
- (3) 具体的事例及び対処方法

講師紹介

三木 信博 氏

税務大学校専門教育部教授、国税不服審判所本部審判官、東京国税局特別整理総括第二課長、大和税務署長、東京国税局徴収課長、東京国税局徴収部次長、渋谷税務署長等を経て、2019年7月退官。同年8月税理士登録。

地方税滞納整理の実務 令元. 12 執筆協力
実務家のための国税通則法 令2. 8 刊行 共著

「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ」令和2年度開催案内

シリーズ1	国税徴収法・地方税総則の解説	令和2年 6月18日(木)～19日(金)
シリーズ2	財産調査	令和2年 7月6日(月)～7日(火)
シリーズ3	債権差押・倒産処理手続と滞納処分	令和2年 8月27日(木)～28日(金)
シリーズ4	交付要求・参加差押え	令和2年 9月14日(月)～15日(火)
シリーズ5	納税の緩和措置・連帯納税義務・納税義務の承継	令和2年 10月19日(月)～20日(火)
シリーズ6	第二次納税義務	令和2年 11月5日(木)～6日(金)
シリーズ7	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(滞調法)の解説	令和2年 12月10日(木)～11日(金)
シリーズ8	差押財産換価事務の進め方	令和3年 1月20日(水)～22日(金)
シリーズ9	滞納処分ができない債権の回収	令和3年 2月4日(木)～5日(金)

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60015819

徴収事務を実践的にマスターするシリーズ5

『納税の緩和措置・連帯納税義務・納税義務の承継』参加申込書

令和2年10月19日～20日

※NOMA記入

会員 一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	()	内線	<ご連絡担当者>
		FAX	()		所属
所在地	〒				フリガナ 氏名
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数年ヶ月
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数年ヶ月
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数年ヶ月

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)